

令和2年4月10日

保護者様

千曲市教育委員会  
千曲市立五加小学校校長 蟹澤 友司

### 出席停止・臨時休業の基準変更について

新型コロナウイルス感染の拡大により、政府より東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県で「緊急事態宣言」が出されたことから、4月3日付長野県教育委員会通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の留意事項について」に則し、出席停止及び臨時休業の基準を変更します。新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、感染の状況により、改めて通知を出します。

#### 記

- 1 次のいずれかの症状のとき、症状がなくなるまで登校せずに自宅で休養させてください。出席停止とします。(学校保健安全法第19条による)
  - ・風邪の症状(発熱、のどの痛み、咳等)のある場合
  - ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がある場合
  - ・味や臭いに異常を感じる場合
- 2 児童生徒や保護者が、登校について不安(感染する不安・うつす不安)を持ち、保護者の判断により児童生徒の登校を見合わせた場合は出席停止とします。  
(令和2年4月3日長野県教育委員会通知)
- 3 児童生徒の感染が判明した場合または児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、2週間の出席停止とします。(学校保健安全法第19条による)
  - ・医師による治癒証明により登校を許可します。
  - ・市内すべての小中学校で、2週間の臨時休業とします。(学校保健安全法第20条による)ただし、状況に応じてその都度協議し判断します。
  - ・教職員についても、児童生徒と同様とします。
- 4 長野保健所管内において、感染経路を特定できない感染者が発生するか、単発的なクラスターが発生した状態(レベル2)になったとき、市内すべての小中学校を1週間の臨時休業とします。ただし、状況に応じてその都度協議し判断します。
- 5 長野保健所管内において、感染経路を特定できない感染者が多数発生するか、クラスターが連続して複数発生した状態(レベル3)になったとき、市内すべての小中学校を2週間の臨時休業とします。ただし、状況に応じてその都度協議し判断します。
- 6 上記以外の場合の措置については、状況により判断します。

**※児童生徒の感染が判明した場合または児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校に連絡してください。**

※「発生段階の区分について(暫定版)」と政府専門家会議提言の地域区分(裏面参照)

この対応は、令和2年4月10日現在のものであり、今後、感染症予防対策全体を踏ま

え、適宜見直しを行います。その場合は、学校からのPTAメール・通知等で連絡します。

## 「発生段階の区分について（暫定版）」と政府専門家会議提言の地域区分

「発生段階の区分について（暫定版）」については、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言（2020年4月1日）に記載された地域区分の基本的な考え方とほぼ対応しているものと考えられるため、今後も維持する。

発生段階の区分（暫定版）	政府専門家会議提言の地域区分
<p><b>域内発生早期</b> 【Level 1】</p> <p>感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態 （県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）</p>	<p>③ <b>感染未確認地域</b></p> <p>○ 直近1週間において、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間においてリンクなしの感染者数もなし）</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
<p><b>域内感染発生期</b> 【Level 2】</p> <p>感染経路が特定できない者が発生、又は単発的なクラスターが発生した状態</p>	<p>② <b>感染確認地域</b></p> <p>○ 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域（①でも③でもない地域）</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
<p><b>域内まん延期</b> 【Level 3】</p> <p>感染経路が特定できない者が多数発生、又はクラスターが連続して複数発生した状態</p>	<p>① <b>感染拡大警戒地域</b></p> <p>○ 直近1週間の新規感染数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュートと呼べるほどの状況には至っていない。また、1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。</p> <p>○ 重症者を優先する医療体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はその恐れが高まっている状況。</p>
<p><b>域内まん延期</b> 【Level 4】</p> <p>県内で<b>緊急事態宣言</b>が発出された状態</p>	

※政府専門家会議提言に示す新規確定患者数、リンクが不明な新規確定患者数、有症状者相談窓口（帰国者・接触者相談センター）の相談件数、帰国者・接触者外来の受診件数、PCR検査等の件数及び陽性率を考慮した上で、総合的に判断する。

新型コロナウイルス 出席停止・臨時休業の基準

令和2年4月10日現在

千曲市教育委員会

大項目	中項目	小項目	内容	備考
小中学校	児童・生徒	症状	次のいずれかの症状のとき、症状がなくなるまで自宅療養 ・風邪の症状（発熱、のどの痛み、咳等）のある場合 ・強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合 ・味や臭いを感じられなくなった場合	欠席扱いにはならない。（学校保健安全法第19条による）
		登校不安	登校について不安（感染する不安、うつす不安）を持ち、保護者の判断により児童生徒の登校を見合わせた場合	欠席扱いにはならない。（R2.4.3 県教育委通知）
		感染又は濃厚接触者	2週間の出席停止。（学校保健安全法第19条による）	医師の治癒証明により登校
	教職員	症状	次のいずれかの症状のとき、症状がなくなるまで自宅療養 ・風邪の症状（発熱、のどの痛み、咳等）のある場合 ・強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合 ・味や臭いを感じられなくなった場合	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第8条第1項の表の第2号の休暇の規定する出勤が著しく困難である場合による
		感染又は濃厚接触者	2週間の出勤停止。	医師の治癒証明により出勤
	臨時休業	児童・生徒・教職員が感染又は濃厚接触者	市内すべての小中学校を2週間の臨時休業とする （学校保健安全法第20条による）	
		感染経路を特定できない感染者が発生するか、単発的なクラスターが発生した状態【レベル2】	市内すべての小中学校を1週間の臨時休業とする ※ただし、状況に応じてその都度協議し判断する。（隣接保健所管内の発生含む）	長野保健所管内で発生した場合 （政府専門家会議提言の区分による）
		感染経路を特定できない感染者が多数発生するか、クラスターが連続して複数発生した状態【レベル3】	市内すべての小中学校を2週間の臨時休業とすることを基本とする。 ※ただし、状況に応じてその都度協議し判断する。（隣接保健所管内の発生含む）	長野保健所管内で発生した場合 （政府専門家会議提言の区分による）
	上記以外の場合の措置については、状況により判断する。			

